

社会福祉法人駿河会 次世代育成支援 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 04 月 01 日～平成 31 年 03 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1

子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できるようにする。

- 平成 27 年 07 月～ 1 時間単位での取得が可能となるような制度の導入
資料配布等による職員への周知

目標 2

子の看護休暇の対象範囲を拡大する。

(子の対象年齢の拡大、学校行事への参加や育児全般に使えるようにする)

- 平成 27 年 07 月～ 対象範囲の拡大
小学生の子を持つまで子を対象とし、学校行事への参加等についても対象範囲とする。